人クローン個体産生禁止条約の検討状況

平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日 外務省総合外交政策局国際科学協力室

1.経緯

- (1)2001年12月 第56回国連総会にて人クローン個体産生禁止条約を検討するためアドホック委員会の設置を決議(独仏提案)。
- (2)2002年2月25日~3月1日 人クローン個体産生禁止条約アドホック委員会
- (3)2002年9月~11月 第57回国連総会第六委員会
- (4)2003年9月29日~10月3日 第58回国連総会第六委員会作業部会
 - *現在、第58回国連総会第六委員会本体において引き続き議論が行われている。

2.議論の現状

- (1)条約で禁止すべき範囲として、ヒト個体産生は禁止すべきという点についてはコンセンサスが得られている。
- (2)しかし、治療用クローニングについては意見が分かれている。
- (3)このような背景から今次国連総会第六委員会には以下の2つの決議案が提出されている。
- (ア<u>)コ</u>スタリカ提出決議案(共同提案国:米国はじめ56ヶ国) 内容

ヒト個体産生、治療用クローニングを含む全てのクローニングを禁止。

コスタリカ決議案共同提案国の主な主張

医療のためといえども胚を破壊する行為は人間の尊厳を傷つける行為であり許されない。治療用クローニングは女性を卵を取り出すための商品とみなすことに繋がり女性の尊厳を傷つける危険がある。代替手段として体性幹細胞の研究を推進すべき。

(イ)ベルギー提出決議案(共同提案国:我が国はじめ22ヶ国)

内容

個体産生については禁止。その他のクローニングについては「禁止」「モラトリアム」「規制」のオプションから加盟国が選択。

ベルギー決議案共同提案国の主な主張

条約を実効性のあるものにするには多くの国が参加可能な条約を作成する必要がある。治療用クローニングついては各国の考え方、国内制度が異なるため、それらを尊重したコンセンサスを得られるような内容の条約を作成すべきである。

3.我が国の取り組み

- (1)昨年のアドホック委員会、国連総会第六委員会に積極的に参加し、我が国の立場への 理解と協力を国際社会に訴えた。
- (2)本年の国連総会第六委員会においてもベルギー決議案の共同提案国となるなど、アジアグループのとりまとめ役として議論に積極的に参加。
- (3)本年9月から在外公館を通じ、各国に対し我が国の考えを説明するとともに我が国と の協力の働きかけを行っている。

4.今後の見通し

- (1)コスタリカをはじめとするコスタリカ決議案の共同提案国は決議案を投票に持ち込む 動きを見せており、仮に投票になった場合、コスタリカ決議案が採択される可能性は高い。
- (2)コスタリカ等が投票を求めた場合、我が国を含むベルギー決議案共同提案国は、ノー ・アクション動議を提出し投票自体を阻止する構えである。